

原子力安全顧問からの主なご意見(地域防災計画・広域住民避難計画の修正について)

計画名	頁	該当箇所	内容	修正反映	修正方針等
1 地域防災計画	100	第4章 複合災害対策 第2節 複合災害に備えた体制の整備 3. 緊急時モニタリング体制の整備	3. 緊急時モニタリング体制の整備 の項は能登半島地震を受けて適切に修正されていると思いますが、欠測が発生した固定観測局が多い場合にはすべてに可搬型モニタリングポストの設置を行うことが難しい場合もあるかと思いますので、「可搬型モニタリングポストの設置」を「可搬型モニタリングポストの設置等の代替手段の検討」とされてはいかがかと思います。	○	ご意見を踏まえ、構成を見直したうえで修正を行います。
2 地域防災計画	81	第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置 2. 屋内退避の指示	特に、屋内退避等の防護措置の実施について(p81 4節2)ですが、地震が起つて、原子力発電所の事故が起り、それが原子力災害に発展したとすると、すでにUPZ内の家屋が地震被害に合い、多くの住民の家屋には退避できない状況が生じているのではないかと想像できます。つまり、原子力災害を認定する時点ではすでに退避すべき家屋のない住民が生じており、この人たちをどうするのかといった問題が生じているのではないかと思います。これまでの防災計画では、屋内退避が前提とされており、それが困難になった場合にどうするかといった時系列で対応策が考えられていましたが、時系列的には地域住民の地震被害が先になる可能性が高く、退避の計画と実施も各個の屋内退避を終る二段階の指示ではなく、地震災害に強い指定避難場所等での屋内退避を中心に考えておく必要があるのではないかと思いました。優先順位で言うと地震対策ですが、そのなかで可能な原子力事故対策の在り方をご検討頂ければと思います。 もう1点は質問ですが、複合災害の意味についてですが、この用語は自然災害の同時発生が対象で、感染症の拡大と原子力事故による災害は複合災害と言わないのか、教えて頂ければと思います。	○	発災当初から地震災害に強い指定避難所等で屋内退避を行うことについては、本計画でも想定しているところですが、ご指摘を踏まえ、複合災害対応訓練を行うなど、引き続き実効性向上に努めて参ります。 複合災害の意味について、(広義では感染症も一つの災害だと思いますが) 感染症は災害対策基本法では災害に位置付けられないため、本計画では複合災害とは位置付けていません。
3 地域防災計画	31-32	第2章 原子力災害事前対策 第7節 緊急事態応急体制の整備 14. モニタリング体制等	表2-4の防護マスクおよびフィルターの数の減少は対応方法の変更でしょうか。今後も〇(不要)とするのであれば表から削除の必要があるかと考えます。	○	防護マスク等は運用方法が変更となったことに伴う減少です。 表2-4はモニタリング用資機材を記載したものであり、他業務の記載も考慮し、表全体を削除することとします。 ※関連No.12
4 地域防災計画	8	第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	・情報収集事態 島根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合 震度5弱又は震度5強は、震度5弱以上の方が良いと思われる 震度6以上では行わないであれば、元のままで良いです。		震度6弱以上では、次の段階の「警戒事態」となることから、ご意見のとおり現行どおりとさせていただきます。
5 地域防災計画	36	第8節 避難受入活動体制の整備 3. 避難所等の整備等 (5) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備等	「・・・定期的に訓練や避難計画の見直し、・・・」は 「・・・定期的に訓練や避難計画を見直し、・・・」 または 「・・・定期的に訓練や避難計画の見直しを行い、・・・」	○	ご意見を踏まえ、文書構成を見直したうえで修正を行います。
6 地域防災計画	36	第8節 避難受入活動体制の整備 3. 避難所等の整備等 (5) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備等	「・・・プラントの状況や避難の準備状況等も考慮し、・・・」は、「・・・プラントの状況や避難の準備状況等を考慮し、・・・」、または「「・・・プラントの状況とともに避難の準備状況等も考慮し、・・・」	○	ご意見のとおり「プラントの状況や避難の準備状況等を考慮し、」に修正します。
7 地域防災計画	74	第3節 活動体制の確立 3. 県災害対策本部(原子力)事務局及び原子力班の事務分掌	語句修正(修正もれ)	○	ご意見のとおり修正します。
8 地域防災計画	81	第4節 避難、屋内退避等の防護措置 2. 屋内退避の指示	「この際、放射線量にも留意しつつ、避難等の準備状況や自然災害が・・・」 →「この際、放射線量に留意しつつ、避難等の準備状況や自然災害が・・・」 放射線量にもの「も」の削除	○	ご意見のとおり修正します。
9 地域防災計画	36	第8節 避難受入活動体制の整備 3. 避難所等の整備等	(5)病院等医療機関などの避難について追加した内容は平時から備えることが強調されているので改善となっています。さらに追加していただき点は、避難が長期化したときの生活支援および健康支援の重要性についてです。例えば、「避難が長期化した場合、高齢者の健康が著しく低下する恐れがあることから、あらかじめ生活支援および健康支援の方法について十分に配慮しておくこととする」	○	いただいたご意見については、医療機関や社会福祉施設に限らず、広く要配慮者に関するものであるため、次ページの「4. 要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備(1) 要配慮者の安全な避難」にご意見を踏まえ追記します。
10 地域防災計画	101	第4章第3節1(4)①	第2節2に先発災害と後発災害への対応が記載されていますが、地震による家屋倒壊などによる人命救助が優先されることになり、従来の地震では共助が機能することが多いように思います。難しい課題ですが、公助としての災害対応要因だけでなく、住民による共助をどう活用あるいは制限するのかの検討がなされていると良いと思います。		ご意見のとおり、複合災害時の共助の活用などは検討していくべき事項と考えますので、別途検討し、訓練等を通じて実効性の向上に努めてまいります。
11 地域防災計画	5	第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 2. 島根原子力発電所の場合	「2. 島根原子力発電所の場合」の本文について、第3段落の冒頭が「よって、UPZ外においては」で始める意図を掴みかねました。この「UPZ外」は第1段落の島根原発2号機、第2段落の1号機の各UPZを共通的に指して「その外側」を指しているのでしょうか、それとも、1号機のUPZ外を意味しているのでしょうか? (後者の場合、第2段落と第3段落との間で改行せずに同じ段落にしたほうが良いと思います。) ただし、いずれにしても第1・第2段落では各号機のUPZの範囲という事実を説明しているだけなので、それを受けて第3段落が「よって」始まるのには違和感を覚えました。「よって」を受けるためには、第2段落までの事実に対する問題提起の指摘などが必要かと思われます。	○	「UPZ外」については、前者の島根原発2号機、1号機の各UPZを共通的に指して「その外側」を指したものです。 ご意見のとおり、修正案は誤りでしたので修正をとりやめます。
12 地域防災計画	31-32	表2-4 主な環境放射線モニタリング設備、防護資機材等の配備状況	表中で「防護マスク」、「同フィルター」の数量が「0」に修正となっていますが、この件について補足説明を加える必要はないでしょうか。	○	表2-4はモニタリング用資機材を記載したものであり、他業務の記載も考慮し、表全体を削除することとします。 ※関連No.3
13 地域防災計画	34	第8節 避難受入活動体制の整備	第8節の見出しが「避難受入活動体制の整備」となっていますが、同節中の実際の記載内容は「避難受入」に限らず、「避難対策」全般にわたっているようです。「受入」の表記は削除しても良いのではないかでしょうか。	○	ご意見を踏まえ「避難体制の整備」に修正します。
14 地域防災計画	39	第2章 原子力災害事前対策 第10節 緊急輸送活動体制の整備 2. 緊急輸送路の確保体制等の整備	「第2章原子力災害事前対策」の中ですが、第10節2.(6)項の内容が、「事前対策」と位置づけるべきなのか疑問に思いました。第3章の応急対策においてそれを実行するために、何を計画、準備、整備などしておくのか、という観点での記述内容に修正するほうが良いに思われます。	○	ご意見を踏まえ事前対策の内容に絞って修正しました。あわせて「第3章 緊急事態応急対策」の記載内容も見直しを行いました(P.90~91)
15 地域防災計画	50, 51, 52, 61		各ページに「⑥連絡系統図」という見出しの項がありますが、他の項が「～の実施」とか「～の要求」と文末が述語となっている中で、ここだけ不揃いです。項の見出しそしては「系統的な連絡の実施」とか「連絡系統による関係機関への周知」などと揃えるのが良いかと思います。	○	ご意見を踏まえ「関係機関への連絡」に修正します。
16 地域防災計画	85	9. 安定ヨウ素剤の服用	9.(1)項の2行目にある「原子力災害対策本部」は、国と県いずれのものでしょうか。明記したほうが良いかと思います。	○	ご意見のとおり「国の」を追記します。
17 地域防災計画	87	第5節 治安の確保及び火災の予防	語句修正(括弧内の句点削除)	○	ご意見を踏まえ、括弧内最後の句点は全て削除します。
18 地域防災計画	93	第10節 住民等への的確な情報伝達活動	第10節本文中のチラシ・掲示物等作成に当たってのイラストや文字の大きさへの配慮は大切なことですので、第2章の事前対策においても記載すべきかと思われます。	○	ご意見のとおり、「第2章 原子力災害事前対策」へも追記しました(P.44)
19 避難計画	12	第3節 島取県の対応 5 避難手段	語句修正(誤字)	○	ご意見の通り修正します。
20 避難計画	13	第3節 島取県の対応 5 避難手段	本文1行目など「通勤者、通学者」との記述がありますが、p.2では「就労者、就学者」との表記も見えます。表記フレンチでないか確認をお願いします。	○	p.2は「避難対象者>UPZ内の一時滞在者」の文脈で記載しており、P.13では「避難手段>鉄道」の文脈で記載しているので書き分けても問題ないと考えますが、混乱を避けるため、本文一行目の「通勤者・通学者」の記述を削除します。
21 避難計画	51	第8節 応援、支援 1 職員の派遣とあっせん	第8節1の(3)～(6)が見出しの羅列になっており、本文が欠けているように見えますが、本文がなくて良いのか確認をお願いします。	○	(1)の文章に入れ込む形や記載箇所の変更等により、見出しの羅列は削除致します。